

2018年2月22日

一般社団法人全国地方銀行協会

人材紹介業務の取扱いに関する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見・質問

項番	意見・質問
1	・今回の改正に賛同する。地域金融機関は取引先の人手不足に関するニーズに接する機会が多く、これが実現すれば取引先企業からの経営相談により幅広く対応できるようになり、中小企業への支援強化に資するものと期待する。
2	・「人材紹介業務」とは、職業安定法第4条第1項の「職業紹介」と同義か。労働者派遣事業は含まないと理解してよいか。 ・人材紹介業務による手数料は、職業安定法第32条の3第1項、第2項に基づき収受することになるとの理解でよいか。
3	・「職業安定法に基づく許可」とは、人材紹介業務を有料で行う場合には、職業安定法第30条の「有料の職業紹介事業」を行う場合の厚生労働大臣の許可、無料で行う場合には、同法第33条の「無料の職業紹介事業」を行う場合の厚生労働大臣の許可が必要となるという理解でよいか。
4	・紹介する人材の現在の属性（学生、銀行のOB人材等）や求人の種類（経営幹部、社員、パート等）に特段制限はないと理解してよいか。
5	・人材紹介業務が「その他の付随業務」に該当することが明確化されたことにより、銀行本体だけでなく子会社等も金融関連業務として人材紹介業務を営むことが可能となるとの理解でよいか。 ・その場合、子会社等が営むことができる金融関連業務の「人材紹介業務」と従属業務の「職業紹介事業」の業務内容に違いはあるのか。 ・人材紹介業務を「金融関連業務」として営む（取引先企業の経営支援のための人材紹介）場合には、従属業務の収入依存度規制の対象外となるという理解でよいか。このとき、金融関連業務として営むか、従属業務として営むかについては銀行が判断するというものでよいか。

項番	意見・質問
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「取引先企業に対して行うコンサルティング業務...人材紹介業務」について、「取引先企業」に該当するかについては、各銀行が取引実態に応じて判断することとなり、具体的な要件はないという理解でよいか。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材紹介業務に係る求職者の個人情報の取扱いについて、職業安定法および個人情報保護法の遵守、ならびに監督指針 -4-2(1)の顧客の情報管理態勢を整備することを前提に、銀行が固有業務を営むうえで保有する当該求職者の情報と分別せずに管理して差し支えないか。</li> <li>・人材紹介業務は、ビジネスマッチング業務で知り得た情報を活用して取り組むことが有益であるため、これら業務の推進を同一部署で実施して差し支えないか。</li> </ul>

以 上